

## 令和8年度岡山市道路施設台帳更新業務委託 仕様書

### 目的

本業務は、岡山市管理道路上の道路施設【カーブミラー・道路標識（公安を除く）・道路照明（道路区域内にあるもの）】について、現地調査により設計位置・設置状況等を確認するとともに、運用状況の把握・健全度評価を行うことにより、今後の維持補修計画に資する基礎資料を収集するものである。また、調査成果はGIS 機能があるFGEX-V を使用している管理システムに情報の追加・変更等の作業を行い、情報の維持管理を行うもの。

### 業務内容

#### 1. 計画準備

本業務に関する契約図書、業務内容、参考資料および指示事項を把握し、業務実施にあたっての技術的方針及び作業工程等の全体計画を立案する。

#### 【貸与資料】

- ・既存道路台帳等の情報が確認できるデータ
- ・調査施設に関する既存の施設情報調書データ（位置図・写真）
- ・施設情報を更新する照明施設の情報が確認できるデータ

#### 2. 施設台帳の更新作業

##### （1）現地調査

令和7年度に新設された道路施設（カーブミラー・道路標識・道路照明）について現地調査を実施し施設台帳を作成する。

調査内容は以下の項目を見込んでいる。

- ・設置位置（座標計測）、道路施設情報（路線名、履歴等）、施設の写真撮影（設置位置、支柱形式、基礎形式、種別、損傷状況等）、別紙1～3 によるもの。

※ 健全度の調査は、目視による損傷確認及び手動による安定度の確認を行うものとする。

##### （2）台帳データの更新（施設台帳更新）

現地調査成果を情報整理様式（Excel 様式）に記入し、台帳管理システムの属性情報として整理する。様式は既存システム及び国土交通省の総点検実施要領（案）を使用すること。

更新作業は、岡山市の台帳管理システム簡易マニュアル（FGEX-V 操作マニュアル）に沿って行うこと。

##### （3）台帳データの更新（ESCO事業移管）

既設道路照明台帳の内、ESCO 事業者へ管理移管するものについては、別紙4 に示すと

おり台帳を更新し、台帳システムにおける地図表示アイコンを変更する。

### 3. 業務に必要な基本事項

#### (1) 再委託の禁止

受注者は、発注者の承認を受けずに、本業務の一部又は全部の再委託をしてはならない。

#### (2) 著作権

本システムの著作権は、発注者が所有しているものである。受注者は、作業終了後においては、本業務にあたってのデータは消去すること。

#### (3) 瑕疵担保

2 年

#### (4) 情報等の取扱い

受注者は、本業務により知り得た情報等を他のものに漏洩してはならない。

#### (5) 疑義

受注者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行に当たり疑義が生じた場合には、必ず発注者と協議により定めること。

#### (6) 損害補償

受注者は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

### 4. 打合せ協議

協議は、業務着手時及び成果品提出時の3回を見込む。

### 5. 成果品

#### (1) 報告書（簡易製本：1 部）

#### (2) 既存台帳管理システムのデータ更新（10 台）

①都市整備局道路港湾管理課

②北区役所地域整備課

③北区役所土木農林分室

④北区役所御津支所

⑤北区役所建部支所

⑥中区役所地域整備課

⑦東区役所地域整備課

⑧東区役所瀬戸支所

⑨南区役所地域整備課

⑩南区役所灘崎支所

## 6. その他

### (1) 必要事項

本システムに関わる細部の仕様等については、岡山市の台帳管理システム簡易マニュアルに従うこと。

### (2) 保守

本システムの引き渡し時に、システムを運用するにあたり必要となる保守内容について、下記のこと努めること。

- ・ 本システムに障害発生した場合の対処と復旧
- ・ 本システムの障害発生を事前に防ぐためのシステム稼働の点検
- ・ 本システム運用上の諸問題への助言
- ・ 本システムの拡張等に伴う改変についての助言
- ・ インポート又はエクスポートできないデータ形式が生じた場合の対処
- ・ OS、ウィルス対策ソフト等の更新に伴うシステムの挙動